

# 公印取扱規程

制 定 平成24年4月25日

## (目的)

第1条 この規程は、公益社団法人岐阜県緑化推進委員会の公印について、必要な事項を定めるものとする。

## (種類)

第2条 公印の名称、寸法、書体、用途及び個数は別表1のとおりとし、ひな型は別表2のとおりとする。

## (管理)

第3条 公印管理責任者は、本部所管の公印にあつては専務理事とし、支部所管の公印は支部事務局長とする。

2 公印管理責任者は、公印を常に堅固な容器に収め、使用しないときは、これに施錠し、厳重に保管しなければならない。

3 公印は、これを定置する場所においてのみ使用しなければならない。ただし、特別の事由のため、これによりがたい場合は、公印管理責任者の承認を受けなければならない。

## (新調、改刻及び廃止)

第4条 印章の作成、改刻及び廃止の必要を生じた場合は、理事長の承認を要するものとする。

2 前項により使用を廃止した公印は、5年間保存した後に廃棄するものとする。

## (印影の印刷)

第5条 同一文書において大量の公印の押印を必要とするときは、公印管理責任者の承認を得て、公印の押印に代えてその印影又はこれを伸縮した印影を印刷することができる。

2 前項の印刷にあつては、印影が不正に使用されることのないよう措置しなければならない。

## (事故報告)

第6条 公印管理責任者は、公印に紛失、き損等の事故があつたときは、当該公印の種類、事故発生年月日、事故の内容、事故発生後の処理、その他必要な事項を理事長に報告しなければならない。当該公印について、偽造、不正使用等の事故があつたときも、同様とする。

(使用)

第7条 印章の押印を受けようとする者は、当該文書に係る決裁書を添えて公印管理責任者に提出し、その押印を請求するものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成24年4月25日から施行し、平成24年4月1日から適用する。  
(平成24年4月25日理事会議決)

別表1 (第2条関係)

公印の種類

番号	名称	寸法	書体	目的・用途	個数
1	会長角印	方 30mm	篆書体	表彰、感謝状等の印	1
2	理事長丸印(大)	径 18mm	篆書体	印鑑登録済の印	1
3	理事長角印(大)	方 30mm	篆書体	表彰、任命書、委嘱状等の印	1
4	理事長角印(小)	方 24mm	篆書体	一般文書の印	1
5	理事長丸印(小)	径 16mm	篆書体	銀行等金融機関届出印	1
6	委員会支部印	方 24mm	篆書体	委員会支部の印（一般文書、金融機関届出等支部事務全てに使用する印）	40

別表2 (第2条関係)

公印のひな型

